



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年5月28日火曜日 第7号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県総合科学博物館及び愛媛県歴史文化博物館の特別利用料収納事務の委託.....(まなび推進課).....71

愛媛県生涯学習センターの特別利用料収納事務の委託.....( " ).....71

農用地利用配分計画の認可.....(農政課農地・担い手対策室).....71

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知.....(森林整備課).....72

義務付保の同意を求めるとの事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....(水産課).....72

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要.....(東予地方局環境保全課).....72

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要.....( " ).....74

土地改良区役員の就退任の届出(5件).....(東予地方局農村整備課).....74

土地改良区の定款変更の認可(4件).....( " ).....75

指定居宅サービス事業者の廃止.....(中予地方局地域福祉課).....76

土地改良区役員の就退任の届出.....(中予地方局農村整備第一課).....76

医師の指定.....(福祉総合支援センター).....76

指定医師の所在地の変更.....( " ).....77

指定医師の辞退の届出.....( " ).....77

土地改良区役員の就退任の届出.....(南予地方局農村整備課).....78

道路の区域変更(県道後柿之浦線外).....(南予地方局管理課).....78

道路の供用開始( " ).....( " ).....79

落札者等の告示.....(警察本部会計課).....79

### 選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....(選挙管理委員会).....79

政治団体から届出事項の異動の届出.....( " ).....79

政治団体の解散の届出.....( " ).....80

政治団体の収支報告書の要旨の公表(2件).....( " ).....80

不在者投票のできる施設の指定の一部改正.....( " ).....81

政治活動のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体.....( " ).....81

### 正 誤

平成31年4月26日付け第3072号愛媛県選挙管理委員会告示第47号(政治活動に関する規程の一部改正)中.....(選挙管理委員会).....82

令和元年5月10日付け第2号愛媛県告示第24号(土地改良区役員の就退任の届出)中.....(中予地方局農村整備第一課).....82

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第98号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、愛媛県総合科学博物館及び愛媛県歴史文化博物館の特別利用料の収納の事務を次のとおり委託した。

令和元年5月28日

愛媛県知事 中村時広

- 1 受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
伊予鉄総合企画株式会社  
松山市三番町四丁目9番地5
- 2 委託期間  
平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

#### ○愛媛県告示第99号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、愛媛県生涯学習センターの特別利用料の収納の事務を次のとおり委託した。

令和元年5月28日

愛媛県知事 中村時広

- 1 受託者の名称及び主たる事務所の所在地  
株式会社レスパスコーポレーション  
東温市見奈良1110番地
- 2 委託期間  
平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

#### ○愛媛県告示第100号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定に基づき、農地中間管理機構公益財団法人えひ

め農林漁業振興機構から農用地利用配分計画の認可申請があった。  
当該農用地利用配分計画は、愛媛県農林水産部農政企画局農政課  
農地・担い手対策室において告示の日から2週間公衆の縦覧に供す  
る。

令和元年 5月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所在及び地番	面積 (㎡)
株式会社 横林農園	愛媛県松山市	愛媛県松山市小山田 甲1050番1ほか1筆	2,293
竹 内 守	愛媛県松山市	愛媛県松山市門田町 799番1	1,387
柳 野 浩	愛媛県北宇和郡松野 町	愛媛県伊予市稲荷乙 158番1	4,162

2 申請年月日

令和元年 5月15日

○愛媛県告示第101号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森  
林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第  
30条の規定により告示する。

令和元年 5月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
北宇和郡鬼北町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的

○愛媛県告示第102号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項  
の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船  
調書を縦覧に供する。

令和元年 5月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出事項

（東予地方局管内）

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1 項の申出をする漁業協同組合の 名称
西条市船屋355 - 9 浅 木 宗 親	西条市船屋甲349 森 博 史	西条市船屋甲521 - 1 浅 木 厚 貴	ひ う ち	西条市ひうち漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和元年 5月28日から 6月11日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

東予地方局管内の加入区	東予地方局産業経済部水産課
-------------	---------------

○愛媛県告示第103号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の  
所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
北宇和郡鬼北町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

北宇和郡鬼北町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の  
所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係  
書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置  
の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和元年5月28日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

株式会社ダスキンプロダクト中四国  
 広島県山県郡北広島町大朝字犬追原13817番地8  
 代表取締役 中島 久志

2 工場の名称及び所在地

株式会社ダスキンプロダクト中四国愛媛工場  
 西条市小松町新屋敷甲2021番地1

3 特定施設に関する事項

1 - 3

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第67号 洗濯業の用に供する洗浄施設	
特定施設の能力	1回当たり50キログラム処理	
工事の着手予定年月日	令和元年7月13日	
工事の完成予定年月日	工事着手2日後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	5時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 11.5～12 最大 11～12.5
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3,000 最大 3,500
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3,500 最大 4,000
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 40 最大 50
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 30
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 6 最大 7	

4 汚水等の処理施設に関する事項

3 - 3

設 置 年 月 日	平成27年4月13日
処 理 施 設 の 種 類	物理処理及び生物処理
処 理 施 設 の 型 式	加圧浮上処理、ろ過及び活性炭処理

処 理 施 設 の 構 造	ステンレス製及びコンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 14.6メートル 横 14.3メートル 高さ 5.4メートル 及び 縦 21.3メートル 横 11.0メートル 高さ 12.6メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり380立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	凝集浮上、生物処理及び活性炭吸着ろ過処理方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処 理 施 設 に よ る 処 理 前 及 び 処 理 後 の 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
		水素イオン濃度（水素指数）	通常 9.5～10 最大 9～10.5
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 500 最大 650	通常 30 最大 40
		浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 600 最大 1,200
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 40 最大 50	通常 5 最大 8
		りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 30
	汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 301 最大 354	通常 301 最大 354

備考 処理後の汚水等の一部は、再利用する。

5 工場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 30 最大 40
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 30
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 8
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 2

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 215 最大 242
----------------------------	------------------

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第104号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和元年 5月28日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
住友化学株式会社  
東京都中央区新川二丁目27番1号  
代表取締役社長 岩田 圭一
- 事業場の名称及び所在地  
住友化学株式会社愛媛工場大江地区  
新居浜市大江町1番1号
- 特定施設の種類の  
水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第74号
- 変更しようとする事項の内容  
排出水の汚染状態及び量、排出水の排出系統別の汚染状態及び量並びに用水及び排水の系統
- 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量
  - 北排水口（既設）  
変更なし
  - 西排水口（既設）

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 7.7~8.1 最大 7.5~8.3	廃止
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2.3 最大 12.0	
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 20	
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.4 最大 2.4	
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 0.15 最大 0.39	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)		通常 0 最大 19,240	

備考 この他に雨水排水口が27箇所ある。（今回、このうち1箇所の位置を変更する。）

○愛媛県告示第105号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市阿島土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年 5月28日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	井 下 正 光	新居浜市荷内町11-18
"	加 藤 謙	新居浜市阿島二丁目2-57
"	寺 尾 俊 行	新居浜市阿島三丁目1-49
"	岡 田 洋 郷	新居浜市阿島二丁目1-64
"	小 野 一 宏	新居浜市阿島四丁目14-23
"	佐々木 義 克	新居浜市阿島四丁目1-12
"	白 石 俊 二	新居浜市阿島三丁目4-20
"	井 下 八 郎	新居浜市荷内町8-74
監 事	井 下 慎 司	新居浜市荷内町7-33
"	猪 川 勝 博	新居浜市阿島二丁目12-11
"	小 西 秀 幸	新居浜市阿島三丁目1-16

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	井 上 正 光	新居浜市荷内町11-18
"	加 藤 謙	新居浜市阿島二丁目2-57
"	伊 藤 一 男	新居浜市荷内町10-36
"	白 石 俊 二	新居浜市阿島三丁目4-20
"	寺 尾 俊 行	新居浜市阿島三丁目1-49
"	岡 田 洋 郷	新居浜市阿島二丁目1-64
"	小 野 一 宏	新居浜市阿島四丁目14-23
"	佐々木 義 克	新居浜市阿島四丁目1-12
監 事	井 下 慎 司	新居浜市荷内町7-33
"	猪 川 勝 博	新居浜市阿島二丁目12-11
"	小 西 秀 幸	新居浜市阿島三丁目1-16

○愛媛県告示第106号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市上泉川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年 5月28日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	田 村 伊佐雄	新居浜市西喜光地町1番28号
"	村 上 統	新居浜市寿町7番9号
"	星 河 米 一	新居浜市星原町10番27号
"	高 橋 敏	新居浜市外山町9番50号
"	高 橋 征 三	新居浜市星原町13番16号
監 事	藤 田 幸 隆	新居浜市西喜光地町4番40号
"	高 橋 頼 政	新居浜市外山町17番23号

〃	仙波 忠 弘	新居浜市上泉町 7 番24号
---	--------	----------------

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	田 村 伊佐雄	新居浜市西喜光地町 1 番28号
〃	古 川 良 樹	新居浜市瀬戸町12番 2 号
〃	星 河 米 一	新居浜市星原町10番27号
〃	高 橋 敬 雄	新居浜市外山町 9 番44号
〃	高 橋 征 三	新居浜市星原町13番16号
監 事	藤 田 幸 隆	新居浜市西喜光地町 4 番40号
〃	村 上 統	新居浜市寿町 7 番 9 号
〃	山 内 和 雄	新居浜市星原町 9 番15号

○愛媛県告示第107号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市洪水土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年 5月28日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	星 河 米 一	新居浜市星原町10番27号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 敬 雄	新居浜市外山町 9 番44号

○愛媛県告示第108号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市金子土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年 5月28日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	杉 本 茂 利	新居浜市一宮町一丁目14番61号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	横 山 毅	新居浜市一宮町一丁目 7 番37号

○愛媛県告示第109号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、

新居浜市旦之上土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年 5月28日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	井 上 紀 敏	新居浜市萩生1976 - 7
〃	竹 林 義 孝	新居浜市萩生1821 - 1
〃	越 智 秀 延	新居浜市萩生1675 - 2
〃	斉 藤 守 司	新居浜市萩生1989
〃	高 橋 禎 二	新居浜市萩生1441
〃	村 上 嘉 一	新居浜市萩生1304 - 1
〃	合 田 有 良	新居浜市萩生1408 - 3
〃	守 谷 秀 隆	新居浜市萩生1555 - 2
〃	曾我部 功	新居浜市大生院111 - 9
〃	大 角 健 治	新居浜市大生院1755 - 5
〃	寺 田 福 光	新居浜市大生院1002 - 1
〃	谷 口 幸 隆	新居浜市萩生2105 - 2
監 事	岡 憲 朗	新居浜市萩生1299 - 1
〃	久 枝 茂	新居浜市萩生1970 - 11
〃	三 村 雅 信	新居浜市大生院57 - 4

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	井 上 紀 敏	新居浜市萩生1976 - 7
〃	竹 林 義 孝	新居浜市萩生1821 - 1
〃	松 木 一	新居浜市萩生1985 - 1
〃	高須賀 勉	新居浜市萩生1784
〃	森 賀 勇 仁	新居浜市萩生1444
〃	村 上 嘉 一	新居浜市萩生1304 - 1
〃	谷 口 巧	新居浜市萩生1308 - 2
〃	伊 藤 隆	新居浜市萩生1407 - 1
〃	曾我部 功	新居浜市大生院111 - 9
〃	大 角 健 治	新居浜市大生院1755 - 5
〃	谷 口 幸 隆	新居浜市萩生2105 - 2
監 事	岡 憲 朗	新居浜市萩生1299 - 1
〃	高 塚 俊 司	新居浜市萩生1853
〃	三 村 雅 信	新居浜市大生院57 - 4

○愛媛県告示第110号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、新居浜市洪水土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年 5月28日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

○愛媛県告示第111号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、西条市水見土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年 5月28日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

○愛媛県告示第112号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市新須賀土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年 5月28日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

○愛媛県告示第113号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市橘土地改良区の定款の変更を認可した。

令和元年 5月28日

愛媛県東予地方局長 馬 越 史 朗

○愛媛県告示第114号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービスを廃止する旨の届出があった。

令和元年 5月28日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人 砥部寿会	ヘルパーステーションあったか	愛媛県伊予郡砥部町高尾田1171番地2	平成31年4月30日	訪問介護

○愛媛県告示第115号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、松山市久米地区土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年 5月28日

愛媛県中予地方局長 尾 崎 幸 朗

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 市 徳 治	松山市鷹子町337
"	中須賀 輝 男	松山市久米窪田町1120
"	田 中 正 人	松山市久米窪田町253
"	池 水 武 光	松山市高井町942
"	篠 浦 保 彦	松山市南土居町317 - 3
"	安 井 宗 和	松山市来住町775
"	仙 波 勝 博	松山市福音寺町513 - 1
"	仙 波 正 彦	松山市北久米町441
"	乃 万 敏 郎	松山市北久米町659
"	赤 松 豊 文	松山市南久米町222
監 事	岡 本 修	松山市北久米町577

"	赤 松 邦 彦	松山市南久米町340
"	塩 見 喜 録	松山市久米窪田町830 - 3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	戒 能 良 三	松山市鷹子町乙59 - 4
"	中須賀 輝 男	松山市久米窪田町1120
"	田 中 正 人	松山市久米窪田町253
"	高 市 潔	松山市高井町1013 - 3
"	篠 浦 保 彦	松山市南土居町317 - 3
"	三 好 鐵 己	松山市来住町953
"	仙 波 武	松山市福音寺町562
"	仙 波 正 彦	松山市北久米町441
"	岡 本 修	松山市北久米町577
"	赤 松 邦 彦	松山市南久米町340
監 事	渡 部 宰	松山市久米窪田町132 - 1
"	窪 田 昌 訓	松山市南土居町417
"	仙 波 顯	松山市福音寺町513 - 3

○愛媛県告示第116号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和元年 5月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指定年月日
心 臓 機 能 障 害	外 科	公立学校共済組合四国中央病院	北 川 哲 也	四国中央市川之江町2233番地	令和元年 5月1日
呼 吸 器 機 能 障 害	内 科	公立学校共済組合四国中央病院	西 條 敦 郎	四国中央市川之江町2233番地	令和元年 5月1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	外 科	公立学校共済組合四国中央病院	金 川 俊 哉	四国中央市川之江町2233番地	令和元年 5月1日
肢 体 不 自 由	脳神経外科	社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	麻 生 健 伍	今治市喜田村7丁目1番6号	令和元年 5月1日

肢 体 不 自 由	整 形 外 科	医療法人里久会土居 内科外科医院	中 村 篤 志	喜多郡内子町平岡甲135番地 1	令和 元年 5月 1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	外 科	医療法人中野クリニック	飯 森 俊 介	東温市志津川1577 - 1	令和 元年 5月 1日
心 臓 機 能 障 害	循 環 器 内 科	喜多医師会病院	中 尾 恭 久	大洲市東大洲1563番地 1	令和 元年 5月 1日
肢 体 不 自 由	脳 神 経 外 科	社会医療法人石川記念会HIITO病院	安 田 浩 章	四国中央市上分町788番地 1	令和 元年 5月 1日
肢 体 不 自 由	脳 神 経 外 科	社会医療法人石川記念会HIITO病院	岡 本 薫 学	四国中央市上分町788番地 1	令和 元年 5月 1日
肢体不自由、じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	外 科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	升 田 智 也	西条市朔日市269番地 1	令和 元年 5月 1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・小腸・肝臓機能障害	内 科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	國 分 勝 仁	西条市朔日市269番地 1	令和 元年 5月 1日
肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・小腸・肝臓機能障害	内 科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	忽 那 茂	西条市朔日市269番地 1	令和 元年 5月 1日
心 臓 機 能 障 害	循 環 器 内 科	社会医療法人石川記念会HIITO病院	ZHENG ROBERT	四国中央市上分町788番地 1	令和 元年 5月 1日

○愛媛県告示第117号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。  
令和元年 5月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

医 師 氏 名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年月日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
志 賀 和 子	西予市立西予市民病院	西予市宇和町永長147番地 1	鬼北町立北宇和病院	北宇和郡鬼北町大字近永455番地 1	平成31年 4月 1日
佐 藤 潤 弥	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	市立宇和島病院	宇和島市御殿町 1 番 1 号	平成31年 4月 1日
高 木 康 平	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	市立宇和島病院	宇和島市御殿町 1 番 1 号	平成31年 4月 1日
三 宅 啓 介	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	市立宇和島病院	宇和島市御殿町 1 番 1 号	平成31年 4月 1日
黒 河 健	独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院	宇和島市賀古町 2 丁目 1 番 37 号	一般財団法人積善会愛媛十全医療学院附属病院	東温市南方561番地	平成31年 4月 1日
河 内 正 人	市立八幡浜総合病院	八幡浜市大平 1 番 耕 地 638	喜多医師会病院	大洲市東大洲1563番地 1	平成31年 4月 1日
吉 田 卓	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	財団新居浜病院	新居浜市松原町13 - 47	平成31年 4月 1日
山 崎 聖 広	国立大学法人愛媛大学医学部 附属病院	東温市志津川	公立学校共済組合四国中央病院	四国中央市川之江町2233番地	平成31年 4月 1日
岩 川 和 弘	愛媛県立今治病院	今治市石井町 4 丁目 5 - 5	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	西条市朔日市269 - 1	平成31年 4月 1日
寺 井 智 也	一般財団法人積善会愛媛十全医療学院附属病院	東温市南方561番地	公立学校共済組合四国中央病院	四国中央市川之江町2233番地	平成31年 4月 1日
宮 本 裕 介	医療法人沖繩徳洲会宇和島徳洲会病院	宇和島市住吉町 2 丁目 6 番 24 号	松野町国民健康保険中央診療所	北宇和郡松野町大字延野々1406番地第 4	平成31年 4月 1日
光 長 栄 治	一般財団法人積善会愛媛十全医療学院附属病院	東温市南方561番地	西予市立西予市民病院	西予市宇和町永長147番地 1	平成31年 4月 1日

○愛媛県告示第118号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。  
令和元年 5月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	市 立 大 洲 病 院	田 口 康 智	大洲市西大洲甲570番地	平成 31年 3月29日
視 覚 障 害	眼 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	上 甲 武 志	東温市志津川	平成 31年 4月 1日
ぼうこう又は直腸・じん蔵機能障害	泌 尿 器 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	柳 原 豊	東温市志津川	平成 31年 4月 1日
視 覚 障 害	眼 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	小 川 佳 華	東温市志津川	平成 31年 4月 1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	石 丸 泰 光	東温市志津川	平成 31年 4月 1日
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳 鼻 咽 喉 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	浅 山 理 恵	東温市志津川	平成 31年 4月 1日
聴覚障害、平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳 鼻 咽 喉 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	佐 藤 恵 里 子	東温市志津川	平成 31年 4月 1日
ぼうこう又は直腸・小腸・肝臓機能障害	消 化 器 内 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	上 野 義 智	東温市志津川	平成 31年 4月 1日
呼 吸 器 機 能 障 害	内 科	独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院	堀 川 慶 一	宇和島市賀古町2丁目1番37号	平成 31年 4月 2日
肢 体 不 自 由	神 経 内 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	森 蓉 子	東温市志津川	平成 31年 4月 5日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	津 田 貴 史	西条市朔日市269 - 1	平成 31年 4月 8日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	住 友 別 子 病 院	田 中 孝 明	新居浜市王子町3番1号	平成 31年 4月17日
肢 体 不 自 由	形 成 外 科	住 友 別 子 病 院	宮 本 な つ み	新居浜市王子町3番1号	平成 31年 4月17日
聴覚障害、平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳 鼻 咽 喉 科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	鶴久森 徹	東温市志津川	平成 31年 4月18日

○愛媛県告示第119号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、瀬戸町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和元年 5月28日

愛媛県南予地方局長 大 北 秀

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	真 田 重 信	西宇和郡伊方町川之浜1129番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	佐々木 利 幸	西宇和郡伊方町川之浜1069番地

○愛媛県告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年 5月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	後柿之浦線	宇和島市津島町須下141 - 6 から 同町須下141 - 6 まで	旧	メートル 4.4 ~ 11.1	キロメートル 0.018	
			新	4.4 ~ 35.8	0.018	



"	嵐田之浜岩松線	宇和島市津島町田風398 - 3 から	旧	4.6 ~ 6.0	0.015	
		同町田風399 - 2 まで	新	4.6 ~ 17.2	0.015	

## ○愛媛県告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年5月28日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	後柿之浦線	宇和島市津島町須下141 - 6 から 同町須下141 - 6 まで	令和元年5月28日
"	嵐田之浜岩松線	宇和島市津島町田風398 - 3 から 同町田風399 - 2 まで	"

## ○愛媛県告示第122号

次のとおり落札者を決定した。

令和元年5月28日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
交通管制センター、サブセンター等 設備保守業務の委託	愛媛県警察本部警務部会計課 愛媛県松山市南堀端町2番地2	平成31年3月28日	住友電工システムソリューション株式会社大阪支社 大阪府大阪市西区土佐堀二丁目2番4号	57,240,000円	一般競争入札	平成31年2月15日

## 選挙管理委員会告示

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和元年5月28日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

- 1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
渡部えみ後援会	渡部 恵美	八束 直司	伊予郡松前町徳丸392 - 2	平成31年4月2日
曾我部秀司後援会	曾我部 秀司	市川 真実	伊予郡松前町大字筒井426 - 12	平成31年4月19日

## ○愛媛県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和元年5月28日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

- 1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党愛媛県電気通信支部	黒石 敬博	会計責任者	河野 隆	篠原 浩邦	平成31年4月1日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異動年月日
兵頭竜後援会	別 宮 静	会 計 責 任 者	渡 邊 幸 司	岡 田 和 彦	平成30年4月1日
中野ひろし後援会	中 野 静	代 表 者	中 野 静	中 野 勲	平成31年4月6日

○愛媛県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和元年5月28日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 大塚 岩 男

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党愛媛県伊予郡第二支部	住 田 省 三	平成31年4月5日
村 上 要 後 援 会	福 田 和 志	平成31年4月21日
た け だ ひ ろ ゆ き 後 援 会	竹 田 裕 之	平成31年4月22日

○愛媛県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づき、同法第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和元年5月28日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 大塚 岩 男

政治団体の収支報告書の要旨

第12条関係

(1) 平成30年分

ア 政党支部

政治団体の名称 自由民主党愛媛県伊予郡第二支部

報告年月日 H31. 2. 15

1 収入総額	1,008,580円
前年繰越額	1,008,580円
2 支出総額	681,310円
3 翌年繰越額	327,270円
4 支出の内訳	
経常経費	103,680円
備品・消耗品費	32,560円
事務所費	71,120円
政治活動費	577,630円
組織活動費	577,630円

イ その他の政治団体

政治団体の名称 村上要後援会

報告年月日 H31. 1. 31

1 収入総額	542,073円
--------	----------

前年繰越額	339,751円
本年収入額	202,322円
2 支出総額	286,634円
3 翌年繰越額	255,439円
4 本年収入の内訳	
寄附	202,314円
個人分	202,314円
その他の収入	8円
1 件10万円未満のもの	8円
5 寄附の内訳	
(個人分)	
石水 均	170,000円
今 治 市	
年間5万円以下のもの	32,314円
6 支出の内訳	
経常経費	265,428円
人件費	214,560円
備品・消耗品費	50,868円
政治活動費	21,206円
組織活動費	21,206円

○愛媛県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定に基づき、同法第17条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和元年5月28日

愛媛県選挙管理委員会  
委員長 大塚 岩 男

政治団体の収支報告書の要旨

第17条関係

(1) 平成31年中解散に係るもの

ア 政党支部

政治団体の名称 自由民主党愛媛県伊予郡第二支部

報告年月日 H31. 4. 9 (H31. 4. 5解散)

1 収入総額	327,270円
前年繰越額	327,270円
2 支出総額	327,270円
3 支出の内訳	
政治活動費	327,270円
組織活動費	327,270円

イ その他の政治団体

政治団体の名称 村上要後援会

報告年月日 H31. 4. 26 (H31. 4. 21解散)

1 収入総額	320,339円
--------	----------

前年繰越額	255,439円	政治団体の名称	ただひろゆき後援会	
本年収入額	64,900円	報告年月日	H31.4.26 (H31.4.22解散)	
2 支出総額	320,339円	1 収入総額	87,600円	
3 本年収入の内訳		本年収入額	87,600円	
寄附	64,900円	2 支出総額	87,600円	
個人分	64,900円	3 本年収入の内訳		
4 寄附の内訳		寄附	87,600円	
(個人分)		個人分	87,600円	
年間5万円以下のもの	64,900円	4 寄附の内訳		
5 支出の内訳		(個人分)		
経常経費	284,546円	竹田 裕之	87,600円	新居浜市
人件費	186,200円	5 支出の内訳		
備品・消耗品費	98,346円	政治活動費	87,600円	
政治活動費	35,793円	組織活動費	87,600円	
組織活動費	35,793円			

○愛媛県選挙管理委員会告示第8号

不在者投票のできる施設の指定(平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

令和元年5月28日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
1・2 省略					1・2 省略				
3 老人ホーム					3 老人ホーム				
名 称	種 類	所 在 地	指定年月日		名 称	種 類	所 在 地	指定年月日	
省略					省略				
					寿山苑	特別養護老人ホーム	今治市波方町養老甲1006	平成11年6月8日	
					寿山荘	軽費老人ホーム	今治市波方町養老甲1006	平成11年6月8日	
省略					省略				
4・5 省略					4・5 省略				

○愛媛県選挙管理委員会告示第9号

次の政治団体は、政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第2項の規定により、平成31年4月2日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和元年5月28日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

政 治 団 体 の 名 称	代 表 者 及 び 会 計 責 任 者 の 氏 名		主 たる 事 務 所 の 所 在 地
	代 表 者	会 計 責 任 者	
岩淵はるき後援会	岩 淵 治 樹	岩 淵 さき子	八幡浜市広瀬二丁目2-22
鎌田浩後援会	鎌 田 浩	鎌 田 浩	八幡浜市保内町須川19-1
佐々木ふみひと後援会	佐々木 幸 生	佐々木 仁 美	南宇和郡愛南町御荘長洲371
信宮徹也後援会	井 上 浩 一	楠 健 明	西予市宇和町小野田575
高田幸也後援会	芝 敬 一	橋 本 四 郎	北宇和郡鬼北町大字中野川508

高橋章哲後援会	真 鍋 知 巳	高 橋 充 代	西条市大町1019 - 7
武田まさし後援会	武 田 幸 久	武 田 淑 江	大洲市阿蔵甲1680
ひだかふさよし後援会	飛 鷹 義 仁	宮 崎 博	四国中央市寒川町3093 - 1
古川たかとし後援会(ふるさと桜井を愛する会)	古 川 孝 利	古 川 孝 利	今治市桜井五丁目7 - 15
まきの洋子後援会	横 野 洋 子	横 野 敏 生	宇和島市恵美須町一丁目4 - 22
みんなできさいやの会	兵 頭 肇	藤 堂 典 子	宇和島市津島町岩松甲561 - 1
みんなの声がいちばん大事	浜 本 泰 久	中 川 実	松山市土居田町747 - 3
結び!つながる!永易ひでき後援会	永 易 光	永 易 節 子	新居浜市松の木町6 - 39
山本さだひこ後援会	山 本 定 彦	濱 住 一 嘉	宇和島市吉田町法花律6 - 56 - 1
吉川ゆうこ後援会事務所	吉 川 優 子	稲 垣 聖 治	宇和島市本町追手二丁目2 - 1

正 誤

○正 誤

平成31年 4月26日付け第3072号愛媛県選挙管理委員会告示第47号  
(政治活動に関する規程の一部改正)中

ページ	箇 所	誤	正
351	告示番号	○愛媛県選挙管理委員会告示第47号	○愛媛県選挙管理委員会告示第48号

○正 誤

令和元年 5月10日付け第 2号愛媛県告示第24号(土地改良区役員の就退任の届出)中

ページ	箇 所	誤	正
14	愛媛県告示第24号中 7行目	就任	退任
15	愛媛県告示第24号中 1行目	退任	就任